

市議会議員選挙 告示第2号

令和5年4月23日執行の四日市市議会議員選挙の選挙立会人となるべき者のくじを行うべき場所及び日時を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条の規定により読み替えて準用する同法第62条第6項の規定により告示する。

令和5年4月16日

四日市市議会議員選挙選挙長 渡邊 八尋

場 所 四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所7階 選挙管理委員会室

日 時 令和5年4月20日 午後5時30分

(選挙管理委員会事務局)